

まごころ訪問看護ステーション運営規程

(目的)

第1条 医療法人光洋会が開設するまごころ訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護ステーションの看護師が、心身の障害を持つ者、病気療養中の者、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 一 訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。
- 二 事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- 三 地域の結びつきを重視し、他の保健・医療福祉サービスの密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 まごころ訪問看護ステーション
- 二 千葉県南房総市本織40番地1

(職員の職種及び員数)

第4条 訪問看護ステーションに置くべき職種及び員数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------|
| 一 管理者（保健師又は看護師） | 常勤1名 |
| 二 保健師、看護師、准看護師 | 常勤換算2.5名以上 |
| 三 その他 | 必要数 |

(職務の内容)

第5条 業務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者は当該訪問看護ステーションの職員を管理し、適切な訪問看護が行われるよう必要な管理をする。
- 二 保健師、看護師、准看護師は看護・介護・相談等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は休みとする。
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(看護の提供方法)

第7条 訪問看護ステーションは、かかりつけ医の指示に基づく看護計画を作成し、常にかかりつけ医と密接な連携を図りながら良質な看護・介護・リハビリテーション等を提供する。

(サービスの内容)

第8条 訪問看護ステーションのサービス内容は次の通りとする。

- 一 病状の観察、褥創の処置、カテーテル・チューブ等の管理
- 二 洗髪、清拭、シャワー等清潔のケア
- 三 食事、排尿、排便等日常生活上の介護と相談
- 四 リハビリテーション
- 五 日常生活用具の利用、相談
- 六 その他

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南房総市、館山市、鋸南町の区域とする。

(緊急時の対応)

第10条 訪問看護ステーションの看護師等は現に訪問看護を行っている時に、利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかにかかりつけ医へ連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第11条 訪問看護ステーションの利用料は次の通りとする。

一 介護保険の場合

事業を提供した場合の利用料の額は、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

二 医療保険の場合

各保険の負担割合に準じた額とする。

交通費は	片道 2 k m未満	2 0 0 円/1 回
	片道 2 k m～5 k m未満	2 5 0 円/1 回
	片道 5 k m～1 0 k m未満	3 0 0 円/1 回
	片道 1 0 k m～1 5 k m未満	3 5 0 円/1 回
	片道 1 5 k m～2 0 k m未満	4 0 0 円/1 回
	片道 2 0 k m以上	5 0 0 円/1 回 の額とする。

三 死後の処置料は 12,000 円とする。

(個人情報の保護)

第12条

- 一 訪問看護ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 訪問看護ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記(一)から(三)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条

- 一 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年2回以上
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光洋会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成18年 3月20日より施行する。
この規程は平成19年11月 1日より施行する。
この規程は平成23年 4月19日より施行する。
この規程は平成23年 6月21日より施行する。
この規程は平成23年 7月16日より施行する。
この規程は平成26年 9月 1日より施行する。
この規程は平成29年 9月 1日より施行する。
この規程は令和 2年 4月 1日より施行する。
この規程は令和 4年 1月 1日より施行する。
この規程は令和 5年12月 1日より施行する。
この規定は令和 7年 4月 1日より施行する。